

○浦添市市民活動団体の登録等に関する規程

平成31年3月7日

告示第28号

改正 令和3年4月7日告示第68号

令和7年3月25日告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民活動団体を本市に登録し、その情報を市民に広く提供することで、市民活動団体の活動を支援するとともに、市民の社会貢献活動への参加の促進を図るため、市民活動団体の登録及び情報提供等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民活動団体の定義)

第2条 この告示において「市民活動団体」とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として社会貢献活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的としないものであること。
- (2) 市内を活動の範囲とするもの又は市内に事務所を有するものであること。
- (3) 構成員が3人以上のものであること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (6) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする市民活動団体は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出するものとする。

- (1) 団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 連絡担当者の氏名、電話番号及び電子メールアドレス
 - 2 前項の登録申請書には、次に掲げる事項を記載した情報提供シートを添付するものとする。
 - (1) 団体名、代表者の氏名、住所、ホームページアドレス、設立年月日及び連絡先
 - (2) 団体の活動分野、目的及び会員数
 - (3) 会員の募集方法、入会の条件及び会費等
 - (4) 活動地域、活動場所及び活動の日
 - (5) その他団体に関する情報
- (令7告示34・一部改正)

(登録)

第4条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときはこれを審査し、市民活動団体に該当すると認めるときは、同条第2項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を市民活動団体登録簿に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により審査する場合において必要があると認めるときは、必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、市民活動登録簿に登録することを決定したとき又は登録しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 登録を受けた市民活動団体(以下「登録団体」という。)は、第3条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出るものとする。

(変更の確認)

第6条 市長は、登録団体に対し、第3条第2項各号に掲げる事項の変更の有無について、その確認を求めることができる。

- 2 登録団体は、前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じるものとする。

(登録の抹消)

- 第7条 登録の抹消を希望する登録団体は、その旨を市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消するものとする。
- (1) 前項の規定による届出があったとき。
 - (2) 登録団体が前条の求めに応じないとき。
 - (3) 登録団体が市民活動団体に該当しなくなったとき。
 - (4) その他登録を抹消する理由があると認められるとき。
- 3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該団体に通知するものとする。
(登録団体の情報提供等)

- 第8条 市長は、登録団体の情報を市のホームページで公開するほか、必要な情報を提供するものとする。
- 2 市長は、登録団体から依頼があったときは、登録団体の活動に係る情報を市のホームページ等に掲載することができる。
(印刷機の利用)

- 第9条 登録団体は、ハーモニーセンターに設置している印刷機を利用することができる。
- 2 印刷機を利用しようとする登録団体は、別に定めるところにより、利用の申出を行うものとする。
- 3 登録団体は、印刷機を利用する場合は、次の表に定める費用額を負担しなければならない。

区分	利用単位	費用額
印刷機(モノクロ、A3サイズ以下)	原稿製版 1枚につき	50円
	印刷 片面1枚につき	1円

- 4 印刷機の操作は、登録団体自らが行うものとし、印刷に用いる用紙は、印刷を行う登録団体が用意するものとする。
- 5 印刷をしようとする資料の著作権に関する一切の責任は、印刷を行う登録団体が負うものとする。
(令3告示68・追加、令7告示34・旧第10条繰上)

- (雑則)
- 第10条 この告示に定めるもののほか、市民活動団体の登録及び情報提供等に関し必要な事項は、別に定める。
(令3告示68・旧第10条繰下、令7告示34・旧第11条繰上)

- 附 則
(施行期日)
- 1 この告示は、平成31年3月7日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に市民活動団体の登録を受けている団体は、第4条第1項の登録を受けたものとみなす。
附 則(令和3年4月7日告示第68号)
この告示は、令和3年5月1日から施行する。
附 則(令和7年3月25日告示第34号)
この告示は、令和7年4月1日から施行する。